

旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『家庭内紛争の解決について（子の視点から）』

- 1 開催日時 平成25年12月11日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川家庭裁判所
- 3 出席者（50音順・敬称略）
家裁委員 竹本康志，田畑姫都美，地田哲哉，千葉胤久，米木岩雄，渡邊康
事務局 阿曾直樹首席家裁調査官，北岡克敏家裁首席書記官，西田俊男次席
家裁調査官，番沢清隆主任家裁調査官，菅原誠家裁事務局長，長井
建治地裁事務局次長，富所良家裁事務局次長，宮下智地裁総務課長，
澤崎豪地裁総務課課長補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員交替の報告
 - (3) 前回委員会（テーマ；裁判所の広報活動について）後の裁判所の取組結果の報告
 - ア 簡易裁判所の手続案内ツールの作成について
 - イ 債権執行手続に関する書式のウェブサイトへの掲載について
 - ウ 街頭広報活動の実施について
 - エ 裁判所外での模擬裁判の実施について
 - (4) 説明等（本日のテーマ『家庭内紛争の解決について（子の視点から）』）
 - ア 子をめぐる状況
事務局から，平成24年4月一部改正の民法や平成25年1月施行の家事事件手続法の概要を説明しつつ，親権者・監護者指定，養育費の請求といっ

た子どもに関する家庭裁判所の手続及び事件動向を説明した。

イ 家庭裁判所での取組

面会交流に関する紛争の解決に関する説明として、DVD「離婚をめぐる争いから子を守るために」を視聴後、事務局から、家庭裁判所での面会交流の調停申立ての事例（名前、年齢等を加工したもの）を紹介しつつ、調停の進行やそこでの家庭裁判所調査官の役割等について説明した。

ウ 子の意思をめぐって

事務局から、上記イの事例における子の意思とは何であるか検討しつつ、家庭裁判所としてどのように子の意思を把握し、それをどのように調停手続に取り入れているかについて説明した。

(5) 意見交換等

委員 試行的な面会交流は、何歳ぐらいの子が対象となるのか。

事務局 何歳以上との目安はなく、乳幼児の例もある。

委員 紹介された事例は、試行的な面会交流が奏功した事例であるが、割格的にはどの程度奏功しているのか。

事務局 比較的奏功することが多いが、やはりすべてが奏功するわけではない。

委員 試行的な面会交流は継続的に実施することもあるのか。

事務局 そのようにしている事例もある。また、紛争が激化している父母間の調停では、面会交流の実現は難しく、試行的な面会交流を実施することでルールを定めて行く場合もあるが、そういったケースは少ない。

委員 父母の一方に新たな家庭ができた場合の面会交流は難しそうだが、そのような場合でも面会交流を試行することはあるのか。

事務局 当庁では、そのような事例はないと思われる。

委員 子の意向などを読み取ることは大変そうだが、心理学等の専門家

を手続に加えることはあるのか。

事務局 家裁調査官自身も心理学や社会学等の行動科学に関する専門知識は有しているが、まれに他の機関から情報を得ることもある。

委員 関係人への事情聴取時には子の意思把握ツールやチェックリストを活用しているとのことであるが、これらは事情聴取の都度使っているのか。

事務局 すべてのケースで使っているわけではなく、調停委員会による調停手続の進行上の参考にしてもらっている。特に、チェックリストは具体的な面会交流に関する条件を確認するためのものとして使っている。

委員 関係人らが自分たちの考えを整理するために使うということはないのか。

事務局 父母の考えを整理するのに使ってもらえればありがたい。

委員 家事調停委員として試行的面会交流が解決に役立った事例を紹介すると、旭川で生活していた母が、父との不和から子を連れて実家のあるA市に帰ったという例があった。旭川で調停を行ったところ、父が子との面会交流を強く希望したため、調停期日の間に当事者間で実施してみるよう提案したが、1回目の実施後、母が子を父に会わせなくなったので、家裁調査官の意見を参考に、面会交流の実施場所をB市のデパートとし、実施する際のルールを具体的に定めた上で、面会交流を試行的に行ってもらったところ、3回の面会交流を経て調停離婚成立に至った。この事例ではないが、家裁調査官が子に面接して、意向等を聴取してくれたことで解決した事例もある。子の意思の把握に関するツールやチェックリストを活用することで、家事調停委員でも子の状況や意思をある程度把握できるため、執務上の参考になっている。

委員 子をめぐり紛争の処理を、きめ細かく段階を踏んで取り組んでい
ると感じた。ただ、DVDで描かれていたような良い例の夫婦であ
れば、そもそも離婚することにならないのではないかとも思った。

委員 弁護士としても、離婚が増えていて、父母の意思疎通がうまくい
かない例も多いと感じているが、私の経験では、面会交流が問題に
なるケースはあまりない。今回の説明を今後の参考にしたい。

事務局 調停の現場では、子をめぐり紛争がどうしても離婚時の紛争の焼
き直しになりがちである。これは、従前の紛争が当事者において消
化されていないためであり、この点が整理されていれば、後に生じ
る子をめぐり紛争もうまく解決できることが多い。

委員 説明のあった家事事件の動向をみても、養育費等の問題が増えて
いるようである。こういう紛争のフォローが重要だと感じた。

(6) 次回開催日時等

委員長から、裁判所全体に関わる問題について御意見を伺う趣旨で、次回の
地裁委員会を家裁委員会との合同開催とすることにつき委員の意見を求めた
ところ、特段の反対意見はなかった。また、次回テーマについて、委員から特
段の意見はなかったため、委員長から、上記合同開催となった場合のテーマ
案として「高齢化社会への対応について」（仮題）を提示したところ、特に
異論は示されなかった。これらの点については、地裁委員に対しても同様の
提案を行い、その結果を踏まえて正式に決することとされた。

(7) 閉会宣言